

実践と研究における看護倫理

鳥取大学医学部保健学科 宮 脇 美保子

泉キヨ子会長のもと、21世紀の幕開けに開催された第27回の日本看護研究学会のワークショップは、現在の社会のニーズを反映し、かつ医療の将来を見据えたITと倫理がテーマであった。それから2ヶ月も経たない、「世界が変わった日」とされる9月11日がきた。本当に先のことはわからない時代に入ったように思う。まさかと思うことがそうでなくなる激しい変化に、我々は適応していくことを余儀なくされている。変わらないのは、長引く日本の政治経済の苦しい状況であり、それは医療の分野においても、さまざまな痛みとして感じるようになっている。医療の消費者だけでなく従事者にとっても厳しい時代といえる。

そうした社会背景の中で、医療において優先すべきことは何か、医療消費者は医療に何を期待し、われわれはそれに対してどのように応えていけばよいのかを改めて考える時期にきているのではないか。医療消費者が医療者に求めるものの1つとして倫理的判断に基づく行動がある。人々の医療に対する認識は、恩恵の医療からサービスとしての医療へと確実に変化している。

医療技術の進歩は、人々に恩恵を与える一方でその手法や手続きのプロセスにおいて倫理的ジレンマを生むことも多い。しかし、われわれ医療者の多くは、未だ社会やそれに伴う人々のニーズが変化していることには気づきながらも頭はまだ古い世界から抜けだせていないというのが実情ではなかろうか。今回は、そうした時代のニーズに応えるべく「実践と研究における看護倫理」というテーマでワークショップが企画された。

当初、倫理に関心をもつ方々が全員発言できる方法を計画していたが、会場の都合もあり、今回は、話題提供を4人の方々にお願いし、それをもとに会場からの質問や意見を聞くという形となった。話題提供者は、「看護実践における倫理について」、「研究における倫理について」それぞれ2人ずつであった。

1人目の発言者は、「NPO法人・患者の権利オンブズマン」の理事であり、弁護士の小林洋二先生である。先生は、弁護士として水俣病福岡訴訟、九州薬害HIV訴訟、らい予防法違憲国賠訴訟等で活躍されているばかりでなく、NPO活動にも積極的に取り組まれておられる。そうした患者や市民との関わりを通して、患者の声の代弁者としてどのようなことが医療の現場で倫理上の問題となっているのか、看護者に何を望むかといった点を中心にお話していただいた。その内容は3点に要約されるが、医療はプロセスであり、そのプロセスに責任を負える倫理的判断にもとづく行動や、事実を記録として残すことが重要であることを法律家の立場から強調された。

1) 医療者は「結果」ではなく「過程」に責任を負う

医療は、患者の疾病の治癒あるいは予後の改善といった「結果」を請け負えるものではない（請負契約ではない）。よりよい「結果」を目指して最善を尽くす「過程」に責任を負うべきものである（準委任契約）。

2) 「過程」に責任を負うための条件としての記録

つまり「過程」が客観的に了解可能な形で記録化されることが「過程」に責任を負うための条件である。かつその検証の公正さを確保するためには記録自体が患者側に開示されることが極めて重要である。

3) 研究対象としての記録

医療の改善のためには、いかなる「過程」から悪い「結果」が発生するかについての研究が不可欠である。ここにおいて患者の個人記録は、その個人の利益を超えて、医療改善というより大きな利益のために役割を果たす。一方、個人記録を研究に使用することは個人情報目的外使用であることを念頭におかねばならないが、本人の同意があれば基本的には目的外使用が許される。

次に、「看護実践における倫理について」というテーマで、前京都大学医学部附属病院副看護部長で、現在、鳥取大学所属の内田宏美先生に発言していただいた。先生には、現場の看護師、特に管理者の立場から倫理に関する感受性や、倫理的問題解決のプロセス等について、経験を踏まえてお話いただいた。発言の概要は次の通りであるが、専門職としての看護婦は、医師のパターナリズムの協働者として機能していないか、患者個人への関心だけでなくシステムの要素への認識を高める必要があるのではないかという点を指摘された。

1) 問題提起

日常の身近なところで起こっている倫理的問題状況を意識化するところから、看護婦としての「倫理的問題」との向き合いが始まる。

2) 臨床で看護婦が直面する倫理的問題のケース紹介と解決への課題

(1) ケースにみる倫理的問題の焦点、及びそれを解決していく上で困難なこと
 看護師の自律と意識、社会的視点 ↔ 看護の

教育・実践・管理

- (2) 医療・看護における倫理原則 (by 清水哲郎) : ①相手の善・利益を最大に考える, ②相手を人間として尊重する, ③社会的視点としての正義・公平
- (3) 臨床における倫理の実践と課題 : ①倫理モデルの提示, ②ケースカンファレンスを活用した倫理検討システムの導入, ③協働関係のもとでチーム医療の実現

3人目は、「研究における倫理」について、鳥取大学の松尾ミヨ子先生にお願いした。先生は、日本で修士号(看護学)を、米国のイリノイ大学でPh.D(Nursing)を取得されている。博士論文は量的研究の手法を用いておられ、今回はご自身の経験を通して、「量的研究に関する倫理的配慮」というテーマで先生にお願いした。内容の要約は次の通りであるが、厳しい倫理審査をパスするプロセスを実際の経験を通して具体的にお話していただき、多くの示唆を得た方も多かったようである。

1) 研究参加者への同意を得るための研究内容に関する説明

多くの同意は文書によるものであり、その内容は目的・方法・研究に伴う不快要素の明示、参加のメリット、研究結果の活用、参加者の権利等である。

2) 研究の倫理審査(イリノイ大学の場合)のプロセス

- (1) 第1段階の倫理審査(倫理審査申請書 Request for Ethical Review of Research Involving Human Subjects) : 部局倫理審査委員会に研究プロトコルの初期倫理審査を申請する。①研究目的, ②研究方法, ③対象者が蒙る可能性のあるリスクと利益, ④対象者の安全を考慮した対策(守秘義務への対応)等。
- (2) 第2段階の倫理審査(倫理審査申請書

Departmental Review & Compliance Committee for Human Experimental Projects) : 研究リスクからの参加者保護に関する倫理調査会での審査を申請する。①人を対象として行われる具体的な研究手続き, ②対象者に及ぶ潜在的风险, ③研究によってもたらされる可能性のある利益, ④研究の正当性等。

最後の発言者は、岐阜県立看護大学のグレッグ美鈴先生である。グレッグ先生は、我が国で修士号(看護学)を、米国のコロラド大学で Ph.D (Nursing) を取得されている。先生には、「質的研究における倫理的問題」というテーマでお願いした。内容の概略は次の通りであるが、研究においては、研究参加者の権利を守ることを大切にしており、研究参加への同意は常に進行形であると話されたことが印象的であった。

1) 現在使用している研究同意書

内容は、企画の記述、研究への参加方法、不快と危険、利益、資金源、対象者の費用、参加の取り消し、問い合わせ先、秘密性、承諾等。書面に研究者と参加者の双方がサインしそれぞれが1部ずつもつ。

2) 質的研究におけるジレンマ

(1) 面接中の倫理的ジレンマ

- ① 研究者 VS 実践家：研究参加者にとって辛い経験が話されたとき等
- ② 秘密性 VS 通報：法的な問題が浮上したとき等

(2) 参加観察における倫理的ジレンマ

目的の周知 VS 自然な状況の破壊：どこまで誠実になるべきか、研究の全てが明らかにされることによる自然な状況の破壊。

以上、4人の発言者から提供された話題は、わかりやすく多くの示唆に富むものであった。その後、会場の方々との間で、質的研究における参加観察のあり方、研究者が臨床で研修・研究する際の参画のあり方、個人情報が含まれる実習記録の取り扱い、臨床における患者への看護実践とその効果を研究したい場合の患者への説明の程度等についての質問や意見があり有意義な討議が行われた。時間不足であった感も残るが実り多きワークショップであったと思う。

最後にご協力いただきました皆様に感謝致します。